

## 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

さらに、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、障害者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法（仮称）」を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要があります。

よって、政府及び国においては、下記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望いたします。

### 記

1. 聴覚障害者の家族や身近な人たちに、手話に関する情報提供を行うとともに、手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使用することのできる教育環境づくりを進めること。
2. 手話が音声言語と同様な言語であることを広く示すとともに、国民が手話に触れ、手話を習得できるための環境づくりを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月8日

田 辺 市 議 会

(提 出 先)

内 閣 総 理 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
内 閣 官 房 長 官  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長